

市民税所得割額等の見方

利用者負担額（保育料）に関するお問い合わせはこども未来課までご連絡ください。
 こども未来課 DX 推進係 電話：054-221-1418

見本1 会社員の方（勤務先で給与から住民税が引かれている方） ◆給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

該当年度のものか確認

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額控除額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨	変更月 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分
-------------------------	------------------------	----------	---	--	---

税額控除前所得割額（④の額）

市民税の税額控除前所得割額（④の額）から、調整控除額（市民税）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる金額です。

増減額（⑨-⑬） 5月分

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号 氏名 指定番号

あなたの特徴収税額を左記のとおり決定（変更）したため、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に静岡市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に静岡市長が被告の代表者となります。提起することができます。①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき、裁決をしないも処分の取消しの請求を提起することができます。

静岡市長印

見本2 個人事業主等の方（下の「納税通知書」により個人で住民税を納付する方） ◆市民税・県民税納税及び税額決定通知書

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税及び税額決定通知書

該当年度のものか確認

1枚目

3枚目

市民税の税額控除前所得割額から調整控除額（市）を差し引いた金額が利用者負担額算定の基となる税額です。

税額控除前所得割額

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税課税の明細

所得控除金額の内訳

調整控除額 [市] [県] [県民税] [市民税] [森林環境税]

税額控除前所得割額

利用者負担額（保育料）の令和7年4～8月分は、令和6年度市民税額をもとに、令和7年9月～令和8年8月分は、令和7年度市民税額をもとに算定いたします。

また、利用者負担額算定に使用する市民税額所得割とは、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額となります。（見本1および見本2にお示ししました「税額控除前所得割額から調整控除額のみを差し引いた金額」を指します。）

なお、市民税の税額に関するお問い合わせにつきましてはお住いの区の担当にお問い合わせください。

【葵 区にお住まいの方】
 市民税課 普通徴収第1係（葵区役所2階） 054-221-1041

【駿河区にお住まいの方】
 市民税課 普通徴収第2係（葵区役所2階） 054-221-1542

【清水区にお住まいの方】
 清水市税事務所 市民税係（清水区役所2階） 054-354-2072～2075

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除対象でない除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定するうえで必要となる市民税所得割額を算定することはできません。

なお、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することが可能です。

静岡市が作成している税額シミュレーションで、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

<静岡市 住民税試算システム>

「静岡市 市民税 試算」で検索

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s000519.html>

必要な項目をすべて入力し、保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。